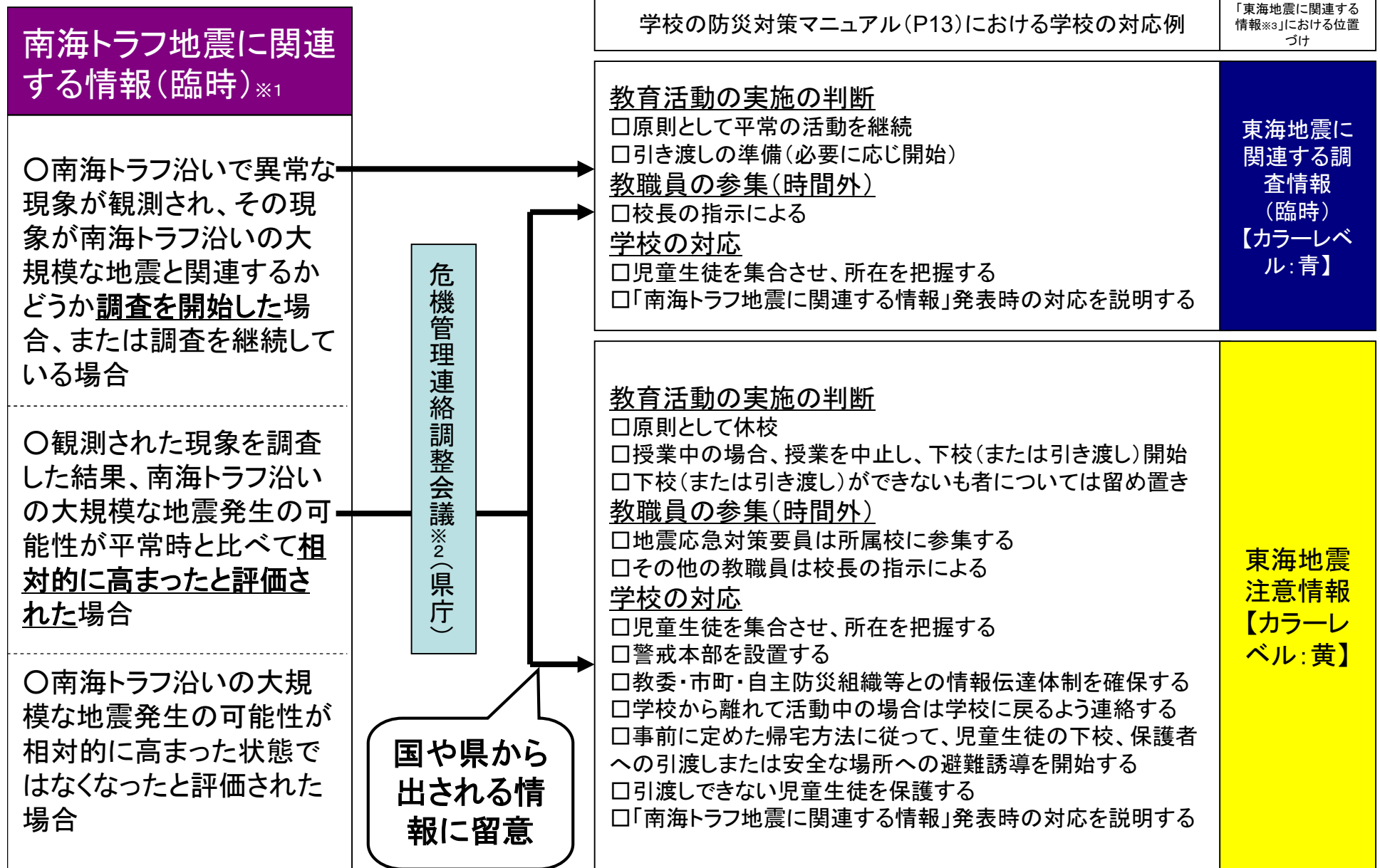


# 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の学校の防災対策マニュアルにおける対応例(暫定版)



※1 このほか、評価検討会の定例会合によって評価した結果が「南海トラフ地震に関連する情報(定例)」として発表される。

※2 県危機管理部を中心とした、教育委員会を含めた県の各部局の危機担当監により対応を検討する会議。

※3 「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始(H29.11.1~)に伴い、「東海地震に関連する情報」の発表は行わない。